

## 平成 24 年度愛媛県県立中等教育学校第 4 学年欠員補充のための編入学者選抜実施要領

平成 24 年度愛媛県県立中等教育学校の第 4 学年の欠員補充のための編入学者の選抜は、この要領に基づいて実施する。

### 1 実施校

県立中等教育学校で、第 4 学年に 2 人以上の欠員が生じるものについて実施する。

### 2 募集人員

平成 23 年 11 月下旬から平成 24 年 1 月 30 日（月）までの間、各県立中等教育学校の適当な場所及び学校のホームページに、その時点での募集人員を掲示し、及び掲載する。

### 3 出願資格

編入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成 24 年 3 月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

### 4 出願

#### (1) 志願校の選定

ア 編入学志願者は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成 14 年愛媛県教育委員会規則第 14 号）に定める通学区域に従って出願しなければならない。

イ 編入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。

ウ 編入学志願者は、県立高等学校の推薦入学者選抜との併願はできない。

#### (2) 出願書類

出願書類は、次のとおりとし、それぞれ次に掲げる平成 24 年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施細目（以下「細目」という。）の様式に準じるものとする。

ア 編入学願書（細目様式 1）

イ 編入学受検票（細目様式 2 及び様式 2 の 2）

ウ 調査書（細目様式 14）----- 卒業・修了見込みの者については、第 3 学年の 12 月末日までの結果に基づいて作成すること。

#### (3) 出願期間

出願書類の提出期間は、平成 24 年 1 月 23 日（月）午前 9 時から同月 30 日（月）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前 9 時から午後 4 時まで（同月 30 日（月）にあつては、午前 9 時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

#### (4) 用紙の交付

ア 在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「在籍学校等校長」という。）は、平成 23 年 12 月 1 日（木）から同月 15 日（木）までの間に、編入学願書及び編入学受検票の用紙を志願先の県立中等教育学校の校長（以下「志願先中等教育学校長」という。）に請求し、交付を受けるものとする。

イ 調査書については、様式を県教育委員会のホームページからダウンロードして利用

すること。

(5) 出願手続

ア 編入学志願者は、編入学願書に編入試験料（2,200 円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、編入学受検票を添え、在籍学校等校長を経て、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。この場合において、編入学志願者から提出を受けた在籍学校等校長は、提出のあった編入学願書に編入学願書送り状（細目様式 3 に準じる。）を添付するものとする。

イ 県立中等教育学校長は、編入学願書の提出があった場合、これを受理し、編入学願書受理証（細目様式 4 に準じる。）を交付するものとする。

ウ 県立中等教育学校長は、平成 24 年 2 月 6 日（月）までに受検番号等を記入した編入学受検票を在籍学校等校長を経由して編入学志願者に交付するものとする。

エ 県立中等教育学校長は、関係書類の内容について、必要があれば在籍学校等校長に説明を求めることができる。

オ 既に納付した編入試験料は、一切返還しない。

カ 県立中等教育学校長は、出願状況を当該学校の適当な場所及び学校のホームページに、平成 24 年 1 月 23 日（月）から同月 30 日（月）まで掲示し、及び掲載するものとする。

キ 県外からの編入学志願者は、愛媛県県立中等教育学校編入学志願理由書（細目様式 5 に準じる。）を編入学願書に添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

県立中等教育学校長は、編入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの編入学志願者受付承認願（細目様式 7 に準じる。）2 部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

ク 在籍学校等校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成 24 年 1 月 6 日（金）までに選抜検査に関する特別措置願（細目様式 8 に準じる。）を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

県立中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成 24 年 1 月 13 日（金）までに教育長に提出し、協議するものとする。

ケ 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成 24 年 1 月 6 日（金）までに海外帰国子女取扱措置願（細目様式 10 に準じる。）を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 県立中等教育学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成 24 年 1 月 13 日（金）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、選抜検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は編入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から平成 24 年 1 月 22 日

までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

## 5 編入学者の選抜

### (1) 選抜検査

ア 平成24年2月9日(木)の午前9時から志願先の県立中等教育学校において、編入学志願者全員に対して、別表に掲げる内容で選抜検査を実施する。

#### イ 受検に当たっての留意事項

(ア) 検査開始時刻に遅刻した者は、原則としてその時間の検査を受けさせないものとする。

(イ) 当日の持参品は、次のとおりとする。

編入学受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消しゴム、コンパス、定規(分度器兼用のものを除く。)、下敷き(無地)

(ウ) 上記以外のもの(分度器、計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等)の選抜検査場への持込みは、禁止する。

### (2) 選抜方法

ア 県立中等教育学校長は、各学校の特色を踏まえて、調査書及び選抜検査の結果等を総合的に判定し、編入学者を選抜する。

イ 病気その他やむを得ない事情により、選抜検査を受検できなかったと認められる編入学志願者に対しては、必要な書類を審査して、選抜を行うことができる。

ウ 海外帰国子女の編入学志願者で、4(5)ケ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、アにかかわらず、県立中等教育学校長は、当該協議に基づき、編入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、編入学者を選抜する。

## 6 合格者の通知

(1) 県立中等教育学校長は、平成24年2月14日(火)午前10時から同月16日(木)正午までの間に、選抜の結果を編入学者選抜結果通知書(細目様式16に準じる。)により在籍学校等校長に通知するものとする。

なお、その際、在籍学校等校長に合格通知書(細目様式24に準じる。)及び編入学確約書(細目様式25に準じる。)の用紙を交付するものとする。

(2) 在籍学校等校長は、合格者に合格通知書及び編入学確約書の用紙を交付するものとする。

(3) 合格通知書の交付を受けた者は、在籍学校等校長を通じ、編入学確約書を平成24年2月21日(火)正午までに志願先中等教育学校長に提出しなければならない。この期日までに提出がない場合には、編入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

(4) 編入学確約書を提出した者は、県立高等学校の一般入学者選抜に出願してはならない。出願した場合は、県立中等教育学校長は、編入学者選抜に係る合格を取り消すものとする。

別表

平成 24 年度愛媛県県立中等教育学校第 4 学年欠員補充のための編入学者選抜における実施内容

期 日	教 科 等
平成 24 年 2 月 9 日 (木)	国語 (作文を含む。)
	数学
	英語
	面接